

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十号

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県後期高齢者医療広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（平成十九年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

事務局		事務局長	事務局次長	課長
事務局	事務局	事務局長	事務局次長	課長
会計課		課長		

に

を

改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。